

税

の申告受け付け開始

〈感染症予防のため、混雑緩和にご協力を〉

▼郵送やe-Tax(電子申告)を利用しましょう。

▼譲渡所得や消費税の申告は、銚子税務署へ相談しましょう。

▼医療費や経費などは、相談前に集計をお願いします。

市・県民税の申告

令和3年1月1日現在で、匝瑳市に住所があり、次の①～④のいずれかに当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。

なお、税の申告が必要と思われる人には、1月末に市・県民税申告書を郵送しました。郵送されなかった人で申告書が必要な人は税務課までご連絡ください。

- ①令和2年中に所得のあった人
- ②給与所得者の場合、次のいずれかに当てはまる人
 - 勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人
 - 給与所得や退職所得以外の所得額が合計20万円以下の人

③公的年金所得者で、次のいずれかに当てはまる人

●源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人

●年金収入金額が400万円以下で、それ以外の所得額が合計20万円以下の人

④無収入だった人、または非課税所得のあった人

※令和2年中に老齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、平成14年4月1日生まれ以前の学生、非課税所得のあった人などは申告書の裏面にその旨を記載し提出してください。これは非課税証明書などの発行の基礎資料になります。

申告の必要がない人

次の①～③のいずれかに当て

はまる人は、市・県民税の申告は不要です。

①給与所得のみの人で、勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されている人

②令和2年分所得税の確定申告書を提出した人、または提出する人

③収入が公的年金のみの人(65歳未満の人は98万円以下、65歳以上の人は148万円以下)

所得税の確定申告

申告が必要な人

次の①～⑤のいずれかに当てはまる人は、所得税の確定申告が必要です。

①事業所得や不動産所得などがあり、所得額の合計が控除額の

税制の改正

市・県民税の見直しが必要な人、給与所得控除の引き下げ

給与所得が850万円以下の場合、給与所得控除額が10万円引き下げられます。また、850万円を超える場合は、控除の上限額が195万円に引き下げられます。

●公的年金等控除の引き下げ
公的年金等控除額が一律、10万円引き下げられます。

公的年金などの所得金額が1000万円を超える場合は、控除の上限額を195万5000円に設定します。また、公的年金など以外の所得金額が1000万円を超える場合は、控除額が段階的に引き下げられます。

●基礎控除の引き上げ
基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。また、所得金額が2400万円を超える場合は、段階的に控除額の引き下げを行い、2500万円を超える場合は、控除適用外となります。

●所得金額調整控除の創設
所得金額850万円を超える給与所得者で、次に該当す

■提出期間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日、祝日除く。

■提出場所 市役所玄関ロビー(専用窓口)
野栄総合支所

申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	会場	対象
申告書作成相談会		
2月9日(火)・10日(水) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター(2階会議室)	市・県民税、所得税(譲渡所得者含む)、消費税、事業税
申告相談・提出受け付け ※土・日曜日、祝日除く。		
2月16日(火)～3月15日(月) 9時～12時、13時～16時	相談：市民ふれあいセンター(第3会議室)、 野栄総合支所(会議室) 提出：市役所玄関ロビー、野栄総合支所	市・県民税、所得税 ※譲渡所得者および消費税除く。
日曜申告相談・受け付け		
2月21日(日)、3月7日(日) 9時～12時、13時～16時	市民ふれあいセンター(第3会議室)	市・県民税、所得税 ※譲渡所得者、消費税除く。

※混雑時(特に午前中)は、受け付けを早めに終了する場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止または変更となる場合があります。

【税理士による無料申告相談会の中止】

広報そうさ1月号でお知らせした「税理士による無料申告相談会」は、国の緊急事態宣言を受け、従事する税理士の確保が困難となったため中止となりました。

合計を超える人
 ② 給与収入額が2000万円を超え、または給与を2カ所以上から受けている人
 ③ 給与所得や退職所得以外の所得額の合計が20万円を超える人
 ④ 公的年金の収入額が400万円を超える人、または400万円以下でそれ以外の所得額の合計が20万円を超える人
 ⑤ 土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

申告相談を行います

申告書作成のアドバイスを行う相談会場(上表)を設けます。会場へは、次の書類などをお持ちください。

必要なもの：①令和2年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など。事業所得や不動産所得などがある人は経費などを集計した帳簿など) ②医療費を控除する場合、医療費控除の明細書 ③国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書 ④本人確認書類(マイナンバー確認書類と身元確認書類) ⑤印鑑

※市民ふれあいセンターおよび野栄総合支所での申告相談は、還付申告などの簡易で一般的なものに限りません。譲渡所得や消費税の申告は、銚子税務署が

開設する相談会場(銚子商工会館)へ相談してください。

《来場者へのお願い》

●相談会場は感染症対策を講じた上で開設します。来場の際は、少人数でマスクを着用してお願いください。なお、検温を実施していますので、37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りすることがあります。

●入口などで、アルコール消毒液による手指消毒にご協力をお願いします。

マイナンバーの記載を

申告手続きは、マイナンバーの記載と本人確認書類(番号確認書類・身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、カード1枚で番号確認と身元確認を行います。

※カードを持っていない人は、通知カード(番号確認書類)の他、運転免許証などの身元確認書類が必要です。

開設する相談会場(銚子商工会館)へ相談してください。

●相談会場は感染症対策を講じた上で開設します。来場の際は、少人数でマスクを着用してお願いください。なお、検温を実施していますので、37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りすることがあります。

●入口などで、アルコール消毒液による手指消毒にご協力をお願いします。

ひとり親に係る控除見直し

①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(所得金額などが48万円以下)がいる身者について、「ひとり親控除」が適用され、30万円が控除されます。

②前記以外の寡婦は、引き続き寡婦控除として26万円が控除され、子以外の扶養親族を持つ寡婦は、所得制限(所得金額が500万円以下であること)が設けられます。

③①または②に該当し、所得金額が135万円以下の未婚のひとり親は、住民税の非課税対象になります。

※①②③は住民票の続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外です。

問 税務課市民税班

▼問い合わせ先
所得税、消費税の確定申告
 銚子税務署
 ☎0479・22・1571
市・県民税の申告
 税務課市民税班
 ☎73・0087

☎73・0087